

家畜衛生広報

ながの

R7-11

令和7年(2025年)10月3日



長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
〒380-0944 長野市安茂里米村1993
Tel:026-226-0923 Fax:026-227-2665
E-mail:nagakachiku@pref.nagano.lg.jp

小規模家さん飼養者様へ

鳥インフルエンザ発生予防のため
自己点検のお願いです！

国の指示により
令和7年10月～
令和8年5月まで
毎月実施する予定
です

- ①以下の3項目(飼養衛生管理基準)の自己点検をお願いします！
- ②自己点検の結果を家畜保健衛生所まで、電話もしくは別紙により郵送又はFAX、E-mail、インターネット回答でご報告ください。
10月から毎月10日までに報告をお願いします。

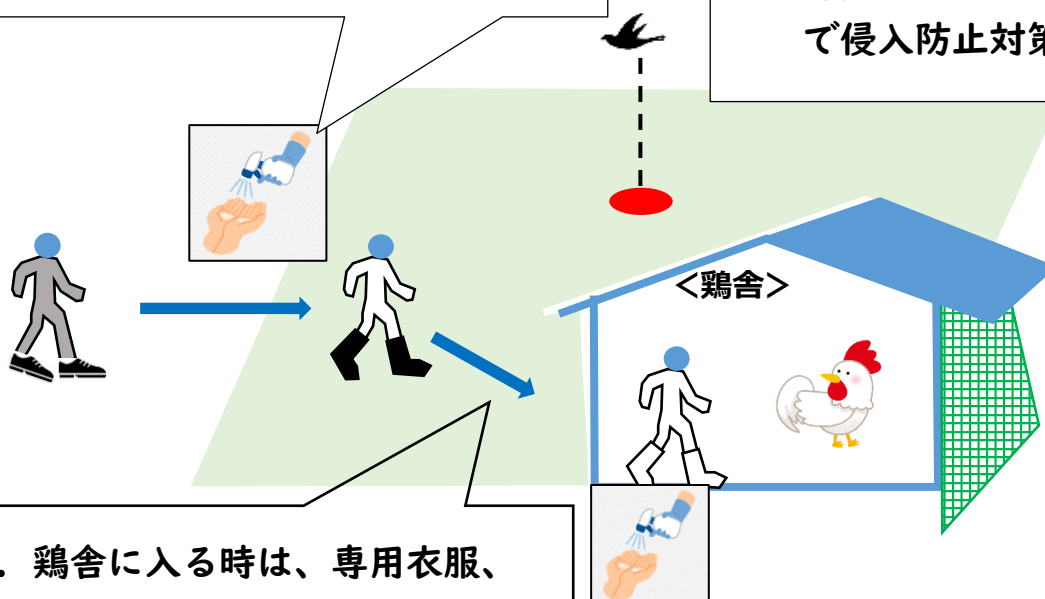
以下の3項目について自己点検して頂き、ご報告をお願いします。

1. 鶏などの世話をする
前後は、手洗い・消毒をする。

3. 鶏舎に野生動物(野鳥、ネズミ等)が入らないよう防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。

2. 鶏舎に入る時は、専用衣服、
専用靴に履き替える。

専用靴



飼養衛生管理基準とは

家きん（ペットを含む：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養する**全ての所有者**は、家畜伝染病予防法に規定されている「**飼養衛生管理基準**」を**遵守する義務**があります。高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病から家きんを守るための衛生管理の方法です。

農林水産省

飼養衛生管理基準

検索

令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、家きんで **14 道県 51 事例**が確認され、932 万羽が殺処分されました。**野鳥では全国 228 事例**が確認されたのみでなく、**長野県内で初めて野鳥からウイルスが検出されました**。韓国では家きん農家での発生が確認され、**今シーズンにおいても、厳重な警戒が必要です！**

ひとたびこの伝染病が発生しますと、発生農家にとどまらず、周辺地域、ひいては、わが国の養鶏業界全体に大きな影響をもたらします。

ご自分の家きんのみならず、地域の養鶏業を感染から守るためにも、飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

高病原性鳥インフルエンザについて

- ①高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に鶏に病気を起こす力が強いウイルスにより起こる病気です。
- ②このウイルスは渡り鳥により国内に持ち込まれ、これらのウイルスを含む糞などを様々な**野鳥や野生動物（ネズミなど）**等が媒介し、地域の汚染が拡大します。
- ③**人の手指や靴底、車両、野生動物などを介して、家きん舎等に侵入する可能性があります。**
- ④このウイルスに感染すると、多くの場合、元気がなくなり（写真）、死亡する場合があります。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、元気をなくしている鶏

➤ 鶏に元気がない場合やほぼ同時期に複数羽が死ぬ場合は、すぐに獣医さん（家畜保健衛生所、動物病院）に相談して、指示を受けましょう。

長野家畜保健衛生所行き

10月分締切：令和7年10月10日（金）必着

【報告先】

長野家畜保健衛生所

住所：〒380-0944 長野市安茂里米村1993

電話：026-226-0923

FAX：026-227-2665（お間違いのないようにご注意ください）

Email：nagakachiku@pref.nagano.lg.jp

報告様式は長野家畜保健衛生所のホームページ
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/nagakachiku/index.html>)、
新着情報の「広報・おしらせ（家畜衛生広報ながの）」にも掲載し
てありますのでご利用ください。

インターネットでも報告できます。（Formsで回答）

右のQRコードからアクセスしてください。

約2分で回答できます。



氏名		
住所		
電話番号		
実施している 場合又は該当が ない場合は○印 を、実施していな い場合は×印を お願いします。	☐	1. 鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。
	☐	2. 鶏舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。
	☐	3. 鶏舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）が入らないよう 防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。
ご不明点が ありましたら ご記入ください		